



福井労働基準監督署発表

令和6年7月12日

担当

福井労働基準監督署
副署長 水嶋博明
安全衛生課長 八田聡司
電話番号 0776-54-6827

福井労働基準監督署で

初の「1年間 死亡災害ゼロ」(速報値)を達成

～ 令和6年7月8日(月)現在 死亡災害ゼロ(366日) ～

- 1 福井労働基準監督署(以下「福井署」と記載します。)では、令和5年7月9日以降、死亡災害は発生しておらず、福井署設置以来、初の「1年間 死亡災害ゼロ」を達成しました。【資料1参照】

【参考】これまでの福井署における長期死亡災害未発生期間(長いものから順に3つ記載)

平成28年 9月～平成29年9月の **364日間**

平成23年 7月～平成24年7月の **352日間**

平成20年10月～平成21年6月の **233日間**

- 2 福井署においては、令和5年7月8日の死亡災害発生以降、以下のような取組を行ってきました。
 - (1) 死亡災害が発生した事業場に関連する業界団体に対し、労働災害の防止等に係る緊急要請を実施。
 - (2) 上記(1)の内容について、福井労働局のホームページに掲載するとともに、各種説明会、事業場への個別指導等のあらゆる機会を通じて指導等を実施。
 - (3) 県内の死亡災害急増に伴い福井労働局が10月に実施した緊急対策【資料2参照】を受けた以下の取組を実施。
 - ア 福井署管内の労働災害防止団体や事業主団体に対し、傘下会員へのポスター「これ以上 仕事で 死なせない!」の配付・周知等の要請の実施。
 - イ 各種説明会、事業場への個別指導等のあらゆる機会を通じて、県内の死亡災害の多発傾向を踏まえた労働災害の防止の徹底を指導するとともに、ポスター「これ以上 仕事で 死なせない!」を配付し、事業場の見やすい箇所への掲示を依頼。
 - (4) 福井署管内で発生した労働災害に係る同種労働災害の防止を呼び掛ける内容の福井署独自資料を作成し、福井労働局のホームページに掲載するとともに、関係団体等を通じて周

知を実施。

- (5) Webアンケート形式の自主点検を実施し、事業場の自主的な安全管理活動を促進するための取組を実施。

以上のような取組をはじめ、あらゆる機会を通じて、「これ以上 仕事で 死なせない！」ための取組を呼びかけてきた結果、労働災害防止団体や事業主団体、管内の事業者が、これらに的確、かつ、積極的に対応し、関係者の安全に対する意識が高まり、それぞれの自主的な安全管理活動が活発になる等により、福井署における「1年間 死亡災害ゼロ」を達成することができたものと考えています。

- 3 また、福井署管内の直近の労働災害（速報値）は高止まりの傾向にあり、かつ、死亡災害には至らないものの重篤な災害が依然として発生していることを踏まえ、今後とも、重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、送検手続きをとるなど毅然とした対応で臨むとともに、各種安全衛生対策の推進に取り組みます。

特に、これからの時期は、外気温の上昇に伴い暑熱環境での作業が予想されることから、死に至るおそれのある熱中症について、その予防対策についての意識啓発にも力を入れて取り組みます。

【添付資料】

資料1 福井労働基準監督署管内の死亡災害の推移について

資料2 令和5年度 福井労働局緊急対策

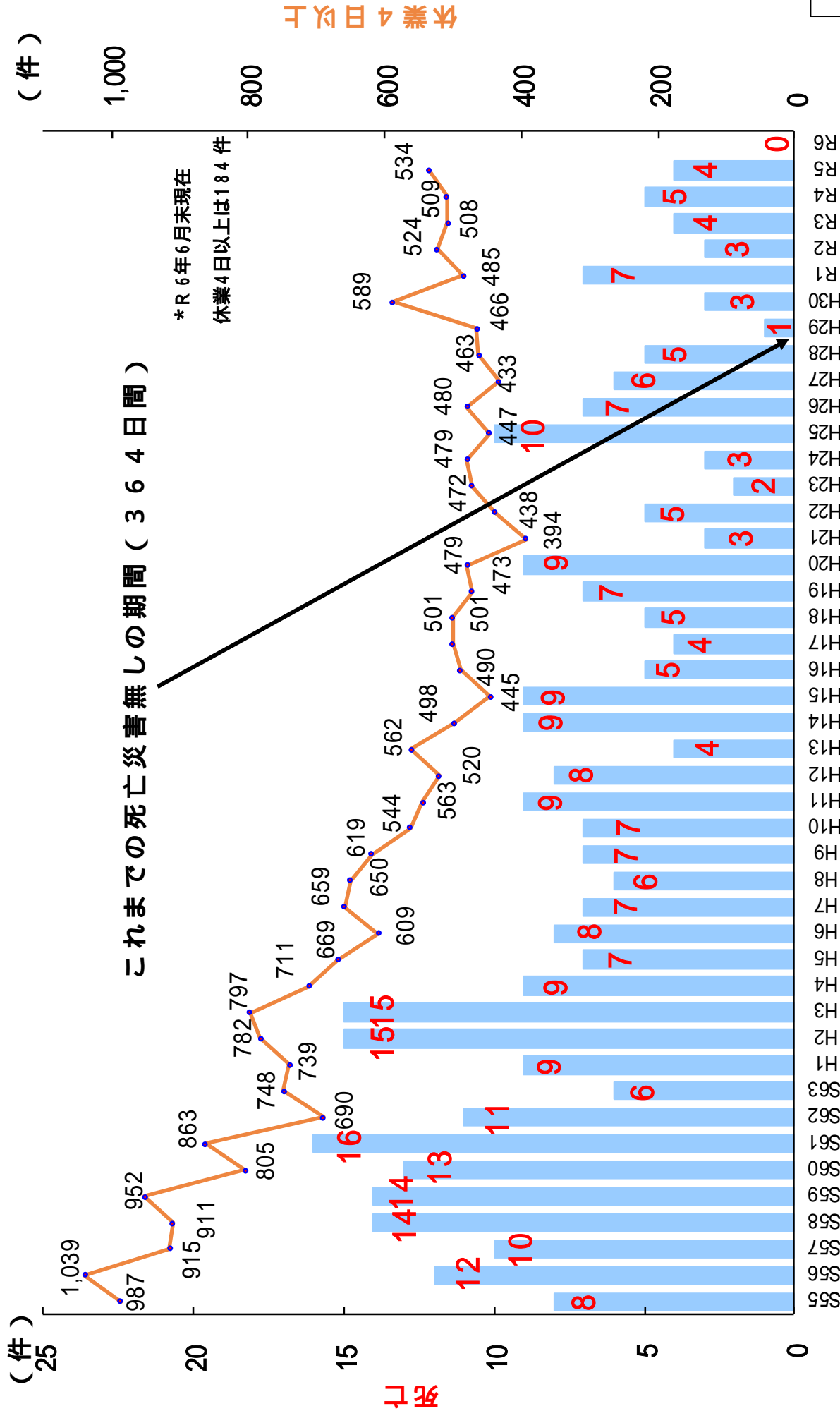
資料3 福井労働基準監督署管内の労働災害発生状況

(1) 管内の労働災害発生状況(令和6年 速報値)

(2) 管内の労働災害発生状況(令和5年 確定値)

資料4 周知を行った資料 抜粋

新型コロナウイルス関連を含まず



令和5年10月6日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 井関 武彦
労働衛生専門官 宇都宮 衛
電 話 (0776) 22-2657

報道関係者 各位

死亡労働災害多発に伴う緊急対策の実施について

～「緊急 福井県労働災害防止団体連絡協議会」において要請を行います。～

本年1月から9月までの間に10人の尊い命が失われたことにより、既に昨年1年間の死亡者数10人に並び、仮に、このままの傾向で推移した場合には3年連続の増加となるものです。

このため、当局においては、死亡労働災害の発生に歯止めをかけるため、県内において、これ以上、死亡労働災害を発生させないこと等と呼びかけるポスター（別添1参照）を作成し、当ポスターの各職場の全ての管理者・労働者の目の付きやすい箇所への掲示とともに、同ポスターに掲載したQRコードのリンク先に掲載した県内の死亡災害の現状（別添2参照）を周知し、仕事で労働者を失わないようにするための3つのアプローチ（別添3参照）について、あらゆる機会を通じて取組を求めていくことといたしました。

併せて、県内の労働災害防止関係団体に対して、当該対策について取組要請を行うことを目的に、同関係団体（※）で構成する「福井県労働災害防止団体連絡協議会」の緊急開催を求め、下記のとおり開催の運びとなりました。

記

1 緊急 福井県労働災害防止団体連絡協議会

(1) 日時：令和5年10月11日（水） 10時00分～

(2) 場所：福井労働局会議室 福井春山合同庁舎14階

(所在地：福井市春山1丁目1番54号)

2 取材について

上記1の要請については取材可能といたしますので、取材を御希望される報道機関関係者の方は、直接会場にお越しください。

※ 福井県労働災害防止団体連絡協議会 構成団体

公益社団法人福井県労働基準協会

(裏面につづく)

建設業労働災害防止協会 福井県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福井県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 福井県支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 福井県支部
一般社団法人日本ボイラ協会 福井支部
独立行政法人労働者健康安全機構 福井産業保健総合支援センター

R5年 死亡労働災害

これ以上
仕事で

死なせない!!

9月末で
10人
(前年同期比 +2人)



詳しくは
◀ コチラ

福井労働局

福井・武生・敦賀・大野 労働基準監督署

R5年 福井県内で死亡災害が多発しています！

福井労働局

福井・武生・敦賀・大野 労働基準監督署

本年度は、第14次福井労働局労働災害防止推進計画（R5年4月1日～R10年3月1日）（以下「福井労働局14次防」といいます。）のスタートの年です。

この福井労働局14次防では、計画期間中に、事業者、労働者等の関係者、労働局・労働基準監督署が各種の取組を進めることにより、

① 死亡災害の根絶に向け、14次防期間中の死亡者数の合計を35人以下（※1）とする。

② 死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022年（925人）と比較して、2027年の死傷者数を減少させる（※2）。

ことを目指しています。

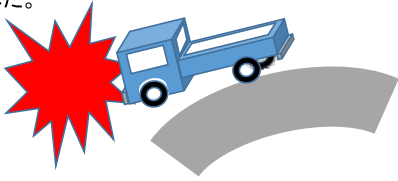
※1 2022年の死亡者10人を基点とし、毎年1人ずつ減少を図ることを想定した合計人数（14次防期間中：9+8+7+6+5=35人）

※2 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた件数で比較。

福井労働局14次防の概要等はコチラ（リンク）

この福井労働局14次防に基づき、令和5年は、死亡災害を、少なくとも**9人以下**に抑えなければならないところを、本年9月末時点で、**すでに10人の方がお亡くなりになられています。**

2月 ダンプカーを運転して国道を走行中、道路わきのスノーシェッドと雪山に激突した。

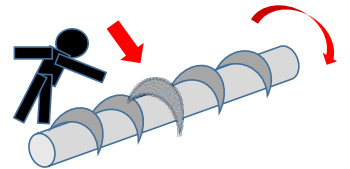


2月 客先において、梱包された大型荷物を建屋内2階（当該2階は1階、中2階、2階とある建屋の2階部分にあたる）にクレーンで搬入する作業中、荷物を建物内に搬入したのち、空箱を2階窓から地上に下ろす際、被災者が2階窓から墜落した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

2月 機械の調整作業（推定）のため稼働中のサイロ内に被災者が立ち入り、サイロのスクリーコンベヤーに身体の一部が巻き込まれた。

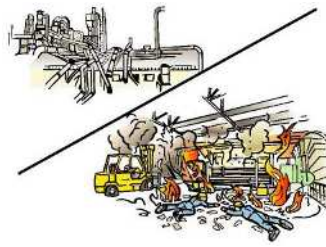


4月 熱処理・表面処理ラインにおける製品検査において、ロールの点検のため、インターロックのある扉内側へ、機械を停止させないまま入り、当該ロールと製品との間に右手を巻き込まれた。



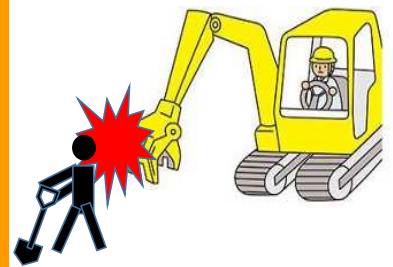
イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

5月 工場内において、木材チップを破砕し乾燥する工程で、爆発・火災が発生して、作業場にいた労働者1名が死亡し、同工場内の労働者4名が負傷した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

7月 重機とスコップで作業する作業員が近くで作業をしていたが、重機が急旋回してしまい、重機の爪がスコップで作業をする作業員の頭部を強打した。



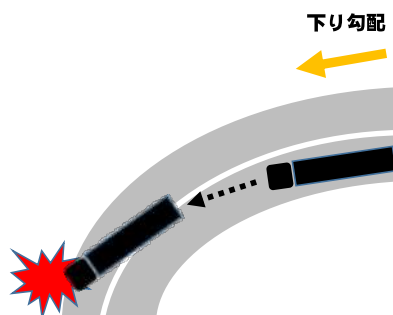
イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

8月 ドラグショベルを運転し、豪雨災害によって林道上に流出した土砂の除去作業を行っていたところ、林道の路肩からドラグショベルごと転落した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

9月 荷を積んで市道を走行していた大型トレーラーが、下り勾配の左カーブにさしかかったところで対向車線にはみ出し、横転し、道路わきの駐車場の無人車両（およそ10台）を押しつぶした。



9月 貨物自動車（4トントラック、空荷）で、荷主事業場に向かい県道を走行中、緩いカーブで中央線を越え、対向車線を走行中の路線バスと正面衝突し、貨物自動車運転手が死亡した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

9月 溶接作業を行っていた倉庫内で火災が発生し、倉庫内で別の作業を行っていた労働者1名が被災した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

仕事で労働者を失わないようにするための 3つのアプローチ

— ただちに、以下の3点に取り組んでください！ —

福井労働局

福井・武生・敦賀・大野 労働基準監督署

☑ アプローチ 1

労働者を大事にする会社であり、仕事で死なせないことを表明し発信する。

- ① 労働者の安全と健康の確保対策に積極的に取り組む会社は、社会的にも評価され、人材確保の面でもプラスになるなど、経営面からも重要性が増してきているとされています。
- ② こういった社会情勢も踏まえ、事業場トップが安全衛生に積極的に関わることで、「事業者の責務」を全うする意思を示していくことが肝要です。
- ③ 事業場トップの姿勢が事業場の安全衛生水準を決定すると言っても過言ではありません。

☑ アプローチ 2

労働災害の現状を把握し、我がこととしてとらえる。

自社で起こった事故を繰り返してはならないのはもちろんのこと、世間で起こった事故を、自社でも起こりうるものとして捉えてください。

☑ アプローチ 3

作業にひそんでいる危険はないか、今一度、点検・確認を。

- ① 死亡労働災害が発生した事業場の方からは、「長年、同じように作業を繰り返してきたが、このような事故が起こるのは初めてだ・・・。」という言葉をよく耳にします。
多くの場合、それまでの間、たまたま事故が発生しなかっただけのことです。
- ② 事務作業しかない事業場であっても危険が存在しないわけではありません。
- ③ 事業場ごとに危険の種類は、まちまちです。
自分たちの作業には、危険がひそんでいないのか、今一度、点検・確認してください。
- ④ 見つかった危険に対しては、先手を打って安全を確保してください。
- ⑤ 一定の安全のための措置をとっていても、何らかの理由により、その措置が機能せず、または、乗り越え、無効な状態にされるなどして災害は起こっています。
安全のための措置をとる際には、現場の声を尊重し、より作業の実情に応じたものとするのが重要です。

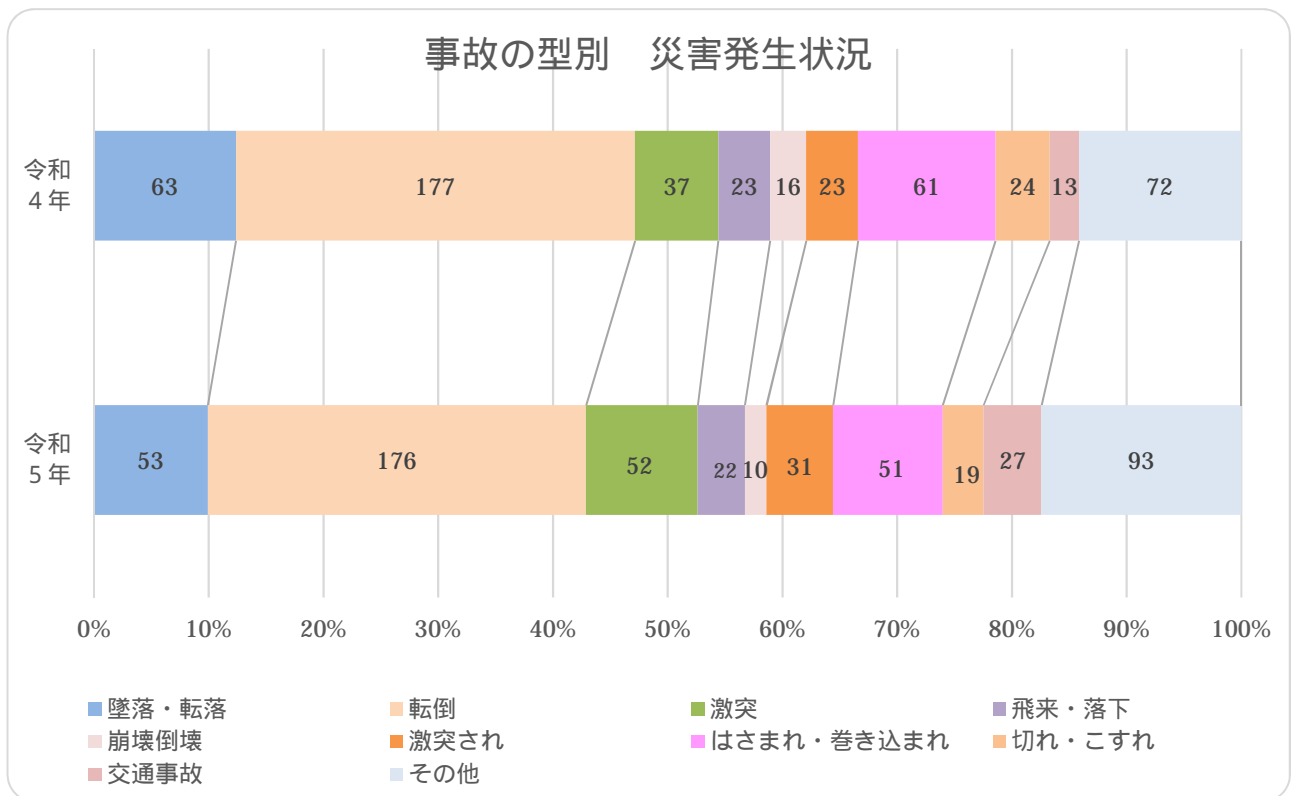
福井労働基準監督署管内の労働災害発生状況

休業4日以上労働災害の発生件数（新型コロナウイルス関係を除く）は、令和5年（確定値）は、534件となっており、昨年と比べ25件増加し、製造業、保健衛生業、接客娯楽業で増加傾向にあります。（資料3（1）（2）参照）

令和5年（確定値：新型コロナウイルス関係を除く）の労働災害発生状況を業種別で見ると、

製造業	122件（令和4年比	12件増、10.9%増）
建設業	55件（令和4年比	10件減、10.0%減）
商業	95件（令和4年比	増減なし）
保健衛生業	81件（令和4年比	7件増、9.5%増）
運輸交通業	65件（令和4年比	3件減、3.0%減）

事故の型別では、転倒災害が最も多く全体の約33%を占めており、昨年同期と比較して1件減少しています。そのほか、墜落転落、激突、はさまれ・巻き込まれが多くを占めています。



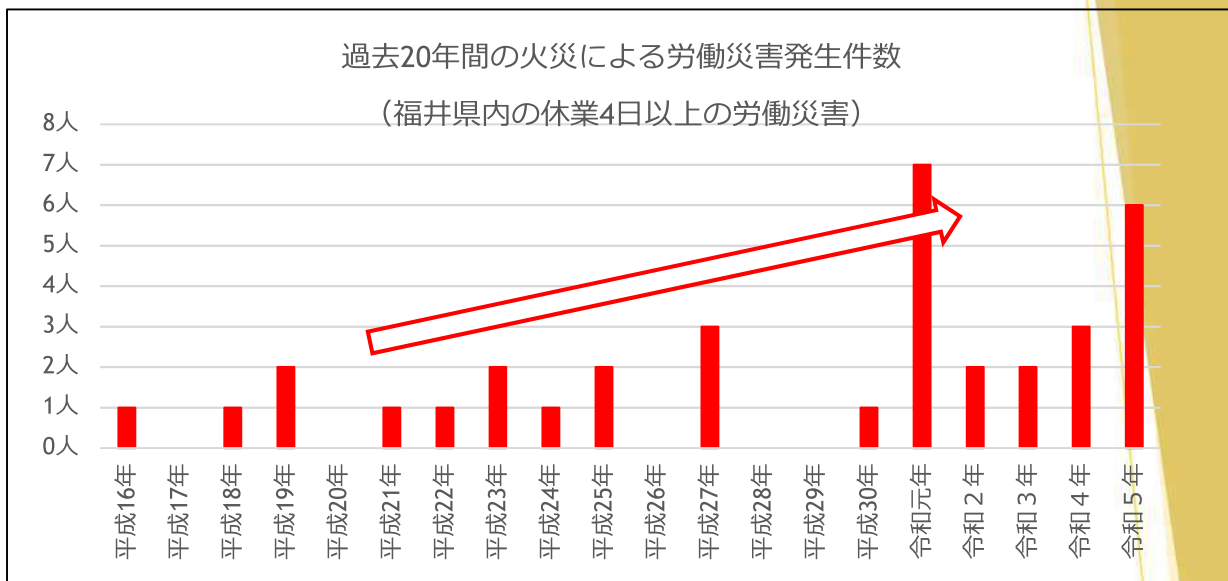
業種	署年	福井署				前年同月比			
		令和6年		令和5年		死亡	休業	増減率	
		死亡	休業	死亡	休業				
合計			184	3	191	-3	-7	-3.7%	
製 造 業	食料品製造		2		5		-3	-60.0%	
	繊維工業		4		10		-6	-60.0%	
	衣服その他の繊維		3				3		
	木材・木製品		1				1		
	家具・装備品				1		-1	-100.0%	
	パルプ等		1		2		-1	-50.0%	
	印刷・製本		2				2		
	化学工業		7		7				
	窯業土石		2		2				
	鉄鋼業		1		1				
	非鉄金属				1	6	-1	-6	-100.0%
	金属製品		6		7		-1	-14.3%	
	一般機械器具		3		1		2	200.0%	
	電気機械器具		1				1		
	輸送機械製造					2		-2	-100.0%
	電気・ガス その他の製造			1		3		-2	-66.7%
	小計			34	1	47	-1	-13	-27.7%
鉱業									
建 設 業	土木工事		9		3		6	200.0%	
	建築工事		15		9		6	66.7%	
	うち木造家屋建築		5		1		4	400.0%	
	その他の建設		3		4		-1	-25.0%	
	小計			27		16		11	68.8%
運 輸 交 通 業	鉄道等		1				1		
	道路旅客				4		-4	-100.0%	
	道路貨物運送		28	2	24	-2	4	16.7%	
	その他の運輸交通								
	小計			29	2	28	-2	1	3.6%
貨 物 取 扱 業	陸上貨物				1		-1	-100.0%	
	港湾運送業								
	小計				1		-1	-100.0%	
農 林 業	農業		2				2		
	林業		1		1				
	小計		3		1		2	200.0%	
畜産・水産業									
第 三 次 産 業	商業		28		39		-11	-28.2%	
	うち小売業		19		27		-8	-29.6%	
	金融広告業		1		2		-1	-50.0%	
	映画・演劇業								
	通信業		3		4		-1	-25.0%	
	教育研究				1		-1	-100.0%	
	保健衛生業		30		24		6	25.0%	
	うち社会福祉施設		21		18		3	16.7%	
	接客娯楽業			10		8		2	25.0%
	うち飲食店			5		6		-1	-16.7%
	清掃・と畜			9		10		-1	-10.0%
	うちビルメンテナンス業			4		6		-2	-33.3%
	官公署 その他の事業			10		10			
小計			91		98		-7	-7.1%	

(注)「休業」は休業4日以上死傷者数 「死亡」は死亡者数で「休業」の内数
第三次産業には運輸交通業及び貨物取扱業は含んでいません。

業種	署年	福井署				前年同月比			
		令和5年		令和4年		死亡	休業	増減率	
		死亡	休業	死亡	休業				
合計		4	534	5	509	-1	25	4.9%	
製 造 業	食料品製造		15		13		2	15.4%	
	繊維工業		22		17		5	29.4%	
	衣服その他の繊維				4		-4	-100.0%	
	木材・木製品		1		3		-2	-66.7%	
	家具・装備品		2	1	3	-1	-1	-33.3%	
	パルプ等		4		6		-2	-33.3%	
	印刷・製本		2		4		-2	-50.0%	
	化学工業		12		11		1	9.1%	
	窯業土石		5		6		-1	-16.7%	
	鉄鋼業		4				4		
	非鉄金属	1	12		1	1	11	1100.0%	
	金属製品		16		16				
	一般機械器具		10		11		-1	-9.1%	
	電気機械器具		1		4		-3	-75.0%	
	輸送機械製造		2				2		
	電気・ガス その他の製造			14		11		3	27.3%
	小計		1	122	1	110		12	10.9%
鉱業			1				1		
建 設 業	土木工事		21		22		-1	-4.5%	
	建築工事		25	1	30	-1	-5	-16.7%	
	うち木造家屋建築		4		7		-3	-42.9%	
	その他の建設		9	1	13	-1	-4	-30.8%	
	小計		55	2	65	-2	-10	-15.4%	
運 輸 交 通 業	鉄道等		1				1		
	道路旅客		7		2		5	250.0%	
	道路貨物運送	2	57	1	66	1	-9	-13.6%	
	その他の運輸交通								
	小計	2	65	1	68	1	-3	-4.4%	
貨 物 取 扱 業	陸上貨物		1				1		
	港湾運送業		1				1		
	小計		2				2		
農 林 業	農業		2		1		1	100.0%	
	林業		4		3		1	33.3%	
	小計		6		4		2	50.0%	
畜産・水産業				2		-2	-100.0%		
第 三 次 産 業	商業		95		95				
	うち小売業		69		68		1	1.5%	
	金融広告業		7		11		-4	-36.4%	
	映画・演劇業		2				2		
	通信業		8		7		1	14.3%	
	教育研究		5		4		1	25.0%	
	保健衛生業		81	1	74	-1	7	9.5%	
	うち社会福祉施設		51	1	52	-1	-1	-1.9%	
	接客娯楽業		32		23		9	39.1%	
	うち飲食店		14		16		-2	-12.5%	
	清掃・と畜	1	27		26	1	1	3.8%	
	うちビルメンテナンス業		15		12		3	25.0%	
	官公署				1		-1	-100.0%	
	その他の事業		26		19		7	36.8%	
小計	1	283	1	260		23	8.8%		

(注)「休業」は休業4日以上の死傷者数 「死亡」は死亡者数で「休業」の内数
第三次産業には運輸交通業及び貨物取扱業は含んでいません。

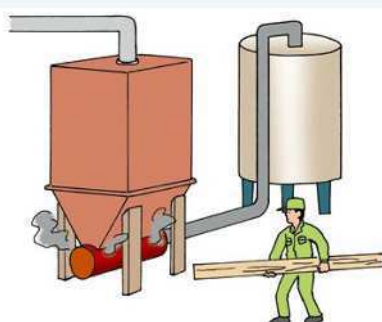
火災による労働災害が増加傾向となっています。



自動車整備工場で塗料廃液の処理中に引火して工場が全焼



木材加工工場の集じん装置で火災が発生し火傷



福井労働局内の火災による労働災害の発生状況は、上記グラフのとおり、増加傾向になっています。

産業廃棄物の廃液を入れたドラム缶から内容物が噴出して、焼却炉の火が引火して爆発的な燃焼を生じた



日常的に何気なく行う作業の中に、火災の要因が見受けられます。
火災が発生してしまうと、人的、物的損失が膨大になる可能性があります。

カセットコンロ用使用済みガスボンベの廃棄作業中に火災が発生し、火傷を負う



裏面に、近年発生した火災への対策項目を自主点検票形式にまとめましたので、御活用ください。

引用先：職場のあんぜんサイト



火災対策の自主点検票

- 避難訓練・消防訓練、安全衛生教育は実施していますか？
- 火災発生時の消火体制、連絡体制は策定していますか？
- 避難経路、消火器等の場所は周知されていますか？
- 避難経路は、火災時（電源喪失時）に安全に通行できますか？
通行が妨げられる状況になっていませんか？
- 作業エリアに燃えやすい物が放置されていませんか？
- 引火性の物（溶剤や、スプレー缶、接着剤等）の周囲で、
火気（暖房器具や、静電気等も含む）が取り扱われていませんか？
- 引火性の物を使用する周囲にある電気製品（照明等）は、防爆型に
なっていますか？
- 通気の悪い場所で、引火性の物を使用していませんか？
- 引火性の物を拭き取ったウエス等は、密閉できる容器で保管して
いますか？
- 火気を使用する際には、防災対策が十分か検討していますか？
- 火気を取り扱った後は、火種が残っていないか確認していますか？
- 耐用年数を超えた機械を運転していませんか？耐用年数を超える
場合は、使用基準等をメーカー等に確認していますか？
- 使用する電気機械の被覆に損傷等はありませんか？
- 自然発火する物質（原油タンク内スラッジ等）がある場合、
取り扱い基準やマニュアル等は作成していますか？
- 火災に関するリスクアセスメントは実施していますか？

(参考) リスクアセスメントは、「職場のあんぜんサイト」内の
以下のツールをご活用ください。

「リスクアセスメントの実施支援システム



「爆発・火災等のリスクアセスメントのための
スクリーニング支援ツール



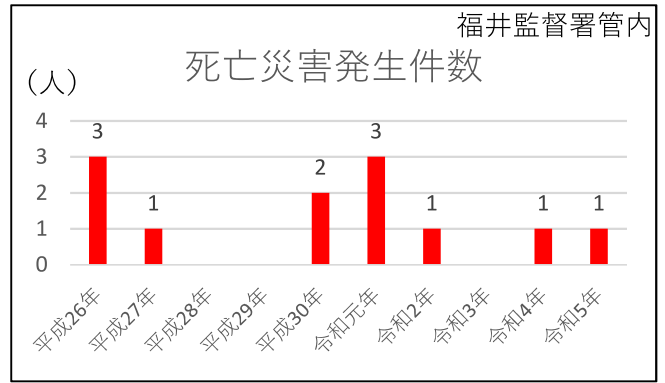
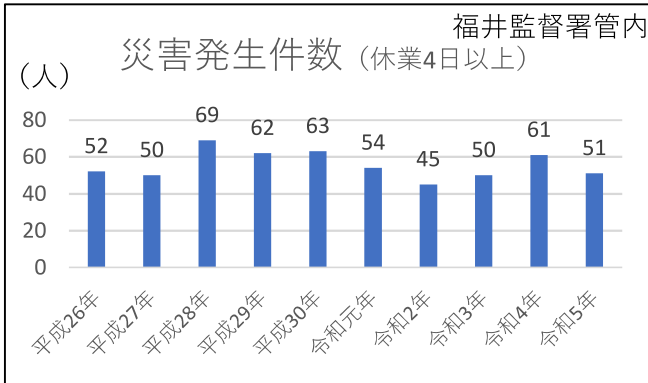


機械による

「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止するために



はさまれ・巻き込まれ災害の発生件数

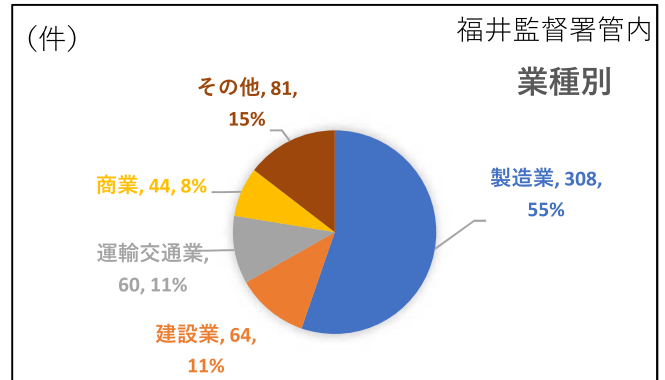
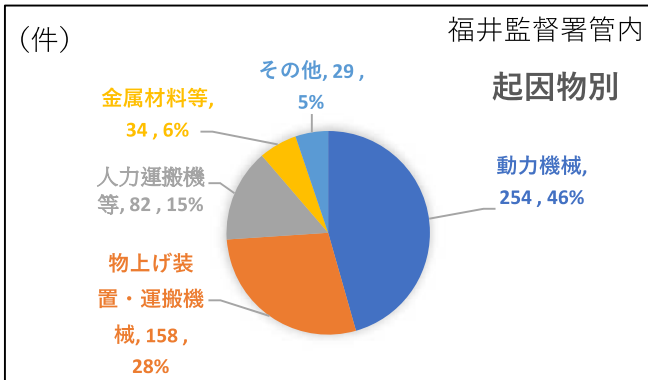


平成26年から令和5年までの過去10年間に、福井労働基準監督署管内で発生した休業4日以上のはさまれ・巻き込まれ災害の発生件数は、毎年50件ほど発生し、横ばいとなっています。

また、死亡災害は多い年で3件も発生しております。

業種別では、製造業が最も多く、起因物別では、ロール機等の生産加工用機械などの動力機械が最も多くなっています。

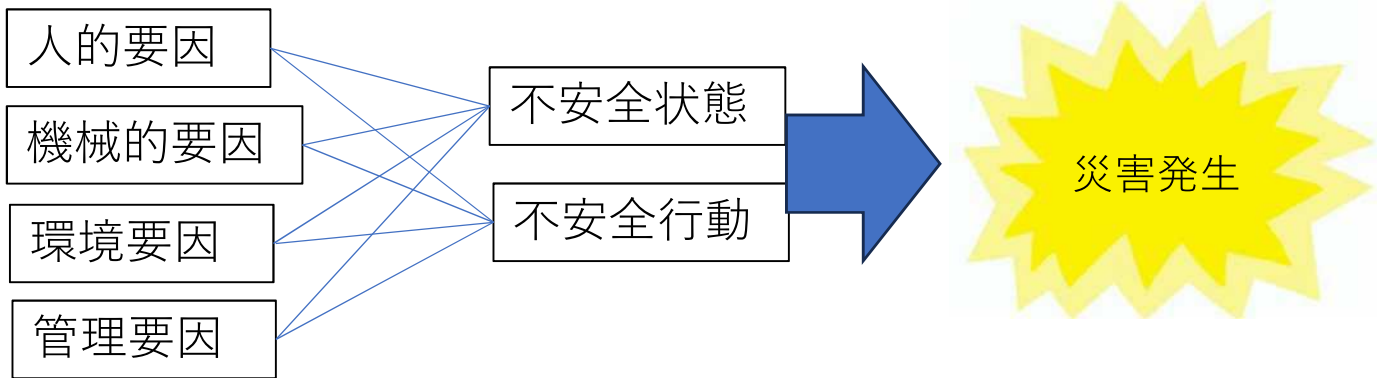
各事業者におかれましては、以下の点に留意の上、「はさまれ・巻き込まれ災害」を防止しましょう。



起因物	災害事例
ロール機	機械を止めずに布の調整作業を行ったため、ロール機に指が巻き込まれた。
旋盤	研磨作業のため、回転中の加工物にサンドペーパーを押し当てしたところ、指が巻き込まれた。
プレス機械	プレス機械の金型調整後、安全装置を無効にしたままでフットスイッチを踏んでしまい、金型に指がはさまれた。
粉砕機	プラスチック粉砕機の復旧作業のため、自ら粉砕機を停止させた後、完全に停止していないときに、作業を開始したため、指が刃に巻き込まれた。
食品加工用機械	攪拌機を停止しないまま、攪拌機にへばりついた材料を取り除こうとしたところ、ローラーに指が巻き込まれた。



Q 労働災害の原因「なんで災害って起きるの？」



災害発生の直接原因は「**不安全な状態**」と「**不安全な行動**」です。

【機械や物の不安全状態】

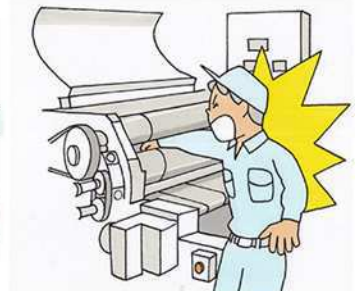
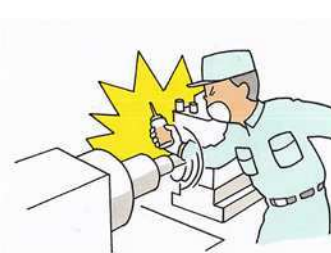
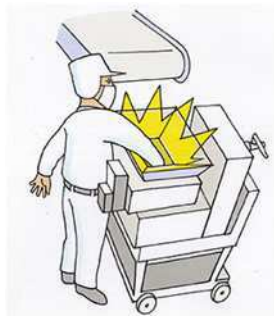
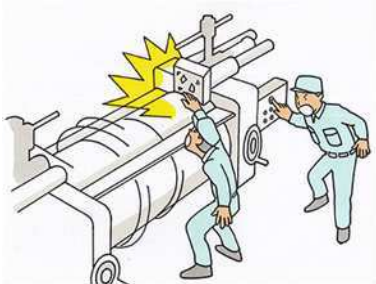
- [1]物自体の欠陥
- [2]防護措置・安全装置の欠陥
- [3]物の置き方、作業場所の欠陥
- [4]保護具・服装等の欠陥
- [5]作業環境の欠陥
- [6]部外的・自然的な不安全状態
- [7]作業方法の欠陥
- [8]その他

【労働者の不安全行動】

- [1]防護・安全装置を無効にする
- [2]安全措置の不履行 [3]不安全状態の放置
- [4]危険な状態を作る
- [5]機械・装置等の指定外の使用
- [6]運転中の機械・装置等の掃除、修理、点検等
- [7]保護具、服装の欠陥 [8]危険場所への接近
- [9]誤った動作 [10]運転の誤操作
- [11] その他の不安全な行為

Q 不安全状態・不安全行動の要因とは？

- 「人的要因」：①心理的要因（ヒューマンエラー、忘却、考え事、無意識行動、危険感受性のずれ、省略行為、憶測判断）
②生理的要因（疲労、睡眠不足、アルコール、疾病、加齢）
③職場的要因（人間関係、チームワーク、コミュニケーション）
- 「機械的要因」：機械設備の設計上の欠陥、危険防護不良、人間工学的配慮不足、標準化不足、点検整備不良
- 「環境要因」：作業情報不適切、作業動作の欠陥、作業方法不適切、作業空間不良、作業環境不良
- 「管理要因」：管理組織の欠陥、規程・マニュアル不備、教育訓練不足、部下に対する監督・指導不足、適正配置不十分、健康管理不足



Q 機械に挟まれ・巻き込まれないためには？

Point!

機械の危険領域と労働者を隔離しましょう
 柵、囲い等ガードを設けて、機械の稼働範囲に身体の一部が入らないようにする



Point!

機械の調整作業等を行う場合には機械を完全に停止させましょう
 機械の稼働範囲に身体の一部が入る場合、インターロック等により確実に機械を停止させる

実践

誤った操作や使い方をしようとしてもできないように安全装置を付ける。

労働災害の防止において、「知らなかった」ことにより、発生する事故を防止するため、労働者を雇い入れたとき、作業内容を変更したときには安全衛生教育を行うことを事業者が義務付けています。また、人間の特性である、うっかりした、思い違いをした、判断を誤ったことなどによる労働災害を防止するため、危険予知訓練を実施する、機械設備の運転の表示を大きくする、操作装置の色分けをする、形状を区分する、操作と機械設備の運動方向を同一にすることなどを行いましょう。

しかし、これらの措置が行われたとしても、なお、期待に反したことが行われる場合を否定できず、災害の発生のおそれがある場合には、あらかじめその対策を講じるということが重要です。

労働災害を防止するために、加工機械の安全装置として、次のようなものがありますので、積極的に設けましょう。

(安全装置の例)

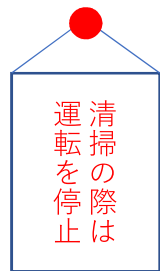
種類	名称又は形式	機能
ガード	固定ガード	開口部から加工物・工具等は入るが、手は危険領域に届かない
	調節ガード	加工物や工具に合わせて形状・寸法を調節できる
	警告ガード	手は危険領域に入れられるが、その前に警告される
	インターロックガード	機械が作動中は開かず、開いているときは機械が起動しない
操作機構	両手操作	両手で同時に操作しないと機械が作動せず、手を離すと停止又は逆転復帰する
ロック機構	キー式インターロック	鍵の利用により一方を施錠しないと他方が開放されない
	キーロック	1個又は異なる複数個の鍵を用い、すべての鍵が開閉しないと機械が操作できない
トリップ機構	接触式	接触板、接触棒などに身体の一部が接触すると、機械が停止又は逆転復帰する 注) 安全装置を無効にする可能性があるため、取付位置に注意が必要です。
	非接触式	光線式、静電容量式などにより、身体の一部が危険域に接近すると機械が停止又は逆転復帰する。身体の一部が危険域に入っていると機械は起動しない
オーバーラン機構	検出式	スイッチを切った後の惰性運動や残留電荷を検知して危険がある間はガードなどが開かない
	タイミング式	機械式又はタイマーなどにより、スイッチを切ってから一定時間経過した後でないと、ガードが開かない
押し機構	自動ガード	ガードの可動部分が開くときに、自動的に危険領域から身体を押し除ける
	手払い、手引き	危険状態になる前に手を危険領域から払いのけ、あるいは引き戻す
起動防止機構	安全ブロック	機械の起動を機械的に妨げるストッパーなどで、通常は安全プラグなどを併用する
	安全プラグ	制御回路などに設けた接点を遮断することにより、不意の起動を防止する
	レバーロック	操作レバーを中立位置で自動的にロックする

実施 調整作業等のルールを明確化する。

調整作業等とは、機械の掃除、点検、給油、修理作業の他、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業をいいます。
皆様の会社において、次の例を参考に、ルールを設けましょう。

ルール 機械の調整作業等を行う場合、機械の運転を完全に停止させる。

- ① * 機械ごとに作業者が見やすい箇所に「掃除等の場合の運転停止厳守」を掲示しましょう。
- * 停止スイッチを押した直後は、回転物が惰性で回転しており、完全に停止していないこともあるので、注意しましょう。



ルール 安全な作業標準を定め、その作業標準どおりに作業しているか点検する。

- ② * 自らの判断だけで不用意に非定常作業を行わないようにしましょう。
- * 非定常作業を行う場合には、必ず、上司等から安全指示を受けましょう。

ルール 機械の運転中に調整作業等を行わなければならない場合は、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じる。

- ③ * 覆いを設ける等の「等」は、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の別表2の14(3)イに示されています。



実施 リスクアセスメントを実施しましょう。

「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」 → 14次防 →



危険性・有害性の特定

↓ 作業単位で危険性または有害性を特定します。取扱説明書、作業標準、KY、ヒヤリハット、災害事例から危険性等を特定する方法もあります。

リスクの見積もり

↓ 特定された危険性または有害性によって、発生する災害について、可能性と災害になったときのけがの程度（重篤度）を区分し、リスクの見積もりを行います。

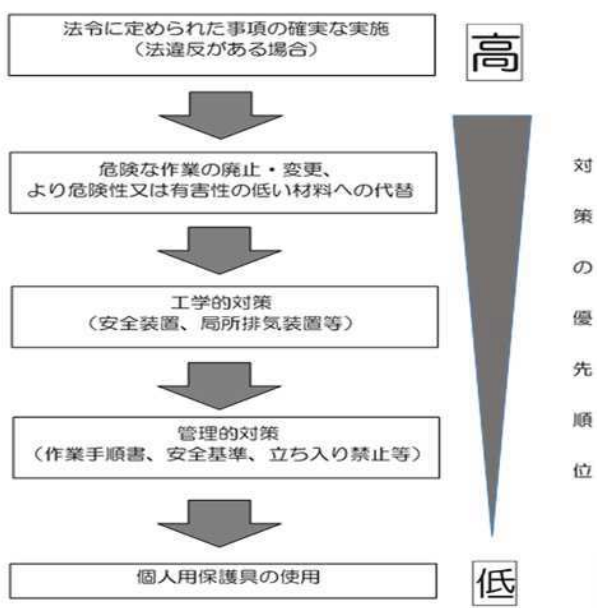
リスクの低減措置の検討

↓ 右表の優先順位の順番に沿って、リスクの低減措置を検討します。

優先度に対応した低減措置の実施

↓ リスクを再見積もります。

結果を記録する



14次防でもリスクアセスメントは重要とされています。



熱中症を予防しよう！
STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
 職場で熱中症による死亡災害ゼロを目指して

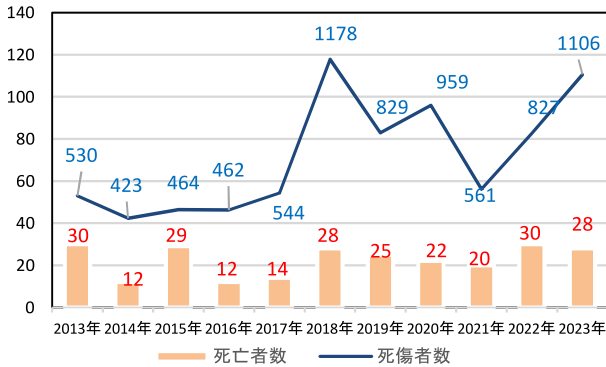


福井労働基準監督署
 Fukui Labor Standards
 Inspection Office

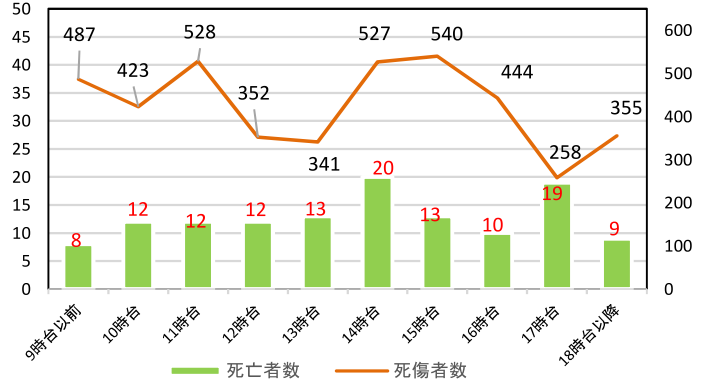
職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。

労働災害発生状況（全国値）

職場における熱中症による死傷者数の推移



熱中症による（時間帯別）死傷者数の推移
 （過去5年間の累計）



熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かなくなり、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、こむらがり等の症状を起こす病気の総称で、重症の場合には**死にいたる**こともあります。

屋外だけでなく、室内で何もしていないときでも発症することもあります。

事業者と労働者が協力して、熱中症予防対策に取り組みましょう！

死亡者を出さないために、少しでも異変を感じたら**病院へ運ぶまでは一人きりにしない**といった適切な措置を講じるようにしてください。

※過去の死亡災害においては、体調不調者を一人で休ませている際に、様態が急変し死亡にいたった場合があります。逆に、直ちに救急車を要請し、病院に搬送された場合は、休業を伴わず回復している事例も多数あります。

「あやまった行動」現場で作業員が倒れた時の × 行動

①

意識状態が悪かったが平熱だったので大丈夫だと判断

②

クーラーをかけた車内で、ひとりで休ませたしばらくして様子を見に行くと意識がなく、高熱になっていた

③

救急搬送
▼
心肺停止

救急車!!

すぐに119番

大丈夫そうだったので「ひとり」で休ませた

異常時の措置

熱中症は、短時間で様態が急変することがあります。あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、異常を認めたときは、**病院に運ぶか、救急車を呼びましょう。**

熱中症予防方法、参考情報は**こちら**

働く人の今すぐ使える**熱中症ガイド**

職場における熱中症予防 **検索**



職場における熱中症予防情報

職場における熱中症予防

検索

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業者向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



熱中症予防対策

- WBGT値を把握しましょう。** JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を計りましょう。
WBGT値に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定しましょう
- WBGT値を下げるための設備、休憩場所を設置しましょう。**
WBGT値を下げるため通風の確保や冷房設備を設置しましょう。
冷房設備を備えた休憩場所や涼しい休憩場所を確保しましょう。
- 服装を検討しましょう。**
透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服（空調服等）の着用も検討してください。
- 水分・塩分の摂取**
水分と塩分を定期的に摂取しましょう。（のどが渇く前に水分を摂取しましょう）
- 緊急時の対応の事前確認**
緊急時の対応を確認し、労働者に周知しましょう。
連絡先の確認や体を冷やすもの及び経口補水液等の場所を確認し周知しましょう。
- 教育研修の実施**
熱中症の予防方法、症状や緊急時の対処方法について、管理者及び労働者に教育を実施しましょう。



もう一步進んで（プラス+1対策）

- 暑熱順化への対応**
7日以上（出来れば2週間）かけて、熱へのばく露時間を次第に延長しましょう。
※新規入職者や休み明けの労働者に注意。数日でも暑い作業から離れると慣れの効果は無くなります。
暑さに慣れると、早く汗が出るようになり、体温の上昇を抑えられます。
- 日常の健康管理**
健康診断結果において、所見（糖尿病、高血圧症、心疾患等）が認められる者に対しては、医師等の意見を踏まえて、必要な対策を講じましょう。

熱中症を防ぐ3つの注意点

①前日のチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 仕事前日の飲酒は控えめに <input checked="" type="checkbox"/> ぐっすり眠る <input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラートの確認
②仕事前のチェック	<input checked="" type="checkbox"/> よく眠れたか <input checked="" type="checkbox"/> 食事をしたか <input checked="" type="checkbox"/> 体調は良いか <input checked="" type="checkbox"/> 日酔いしていないか <input checked="" type="checkbox"/> 熱中症アラートの確認
③仕事中のチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 単独作業を避け、声をかけ合う <input checked="" type="checkbox"/> 監督者は現場をパトロール <input checked="" type="checkbox"/> 水分・塩分の補給 <input checked="" type="checkbox"/> こまめに休憩

熱中症アラートの確認



環境省：熱中症アラート



気象庁：熱中症アラート

<p>あれっ、何かおかしい</p> <p>手足がつかる</p> <p>立ちくらみ・めまい</p> <p>吐き気</p> <p>汗のかき方がおかしい</p> <p>汗が止まらない/汗がでない</p>	<p>これも初期症状</p> <p>何となく体調が悪い</p> <p>すぐに疲れる</p>	<p>あの人、ちょっとヘン</p> <p>イライラしている</p> <p>フラフラしている</p> <p>呼びかけに反応しない</p> <p>ボーッとしている</p>
--	---	---

このようなときは（いつもと違うと思ったら）熱中症を疑い涼しい場所へ移動させる、身体を冷やす、水分を取らせるなどの措置を。意識がもうろうとしている、自分で水分が摂れないときなどは躊躇せず「119番」